

P F I 法改正に伴う内閣府令の概要

P F I 法施行規則の改正（派遣職員に関する取決め）

- 派遣職員を公共施設等運営権者の業務に従事させる場合には、公共施設等運営権実施契約において、公共施設等運営権者と個別の派遣職員の任命権者との間で当該派遣職員の報酬、業務内容、派遣期間等を定めた取決めを締結する旨を規定することとする。

- 取決めで定める個別の派遣職員の
 - ・ 報酬は、派遣元の給与額を基準とするもの
 - ・ 業務は、国又は地方公共団体の職員が有する専門的な知識及び技能を必要とする業務を主たる内容とするもの
 - ・ 派遣期間は、3年以内のものでなければならないこととする。